

IF YOU LIVE IN THE UNITED STATES, THIS AGREEMENT CONTAINS A BINDING ARBITRATION CLAUSE AND CLASS ACTION WAIVER. IT AFFECTS YOUR RIGHTS ABOUT HOW TO RESOLVE ANY DISPUTE WITH BARRACUDA. PLEASE READ IT.

バラクーダネットワークス（バラクーダ）ソフトウェアを使用する前に、このソフトウェア使用許諾契約（本使用許諾契約）をよくお読みください。バラクーダソフトウェアを使用すると、お客様は本ライセンスの条項に従うことに同意したと見なされます。お客様が本ライセンスの条項に同意しない場合は、ソフトウェアまたはソフトウェアを含むハードウェアを、購入店に払い戻し返却することができます。

ソフトウェア使用許諾契約

1. 定義

下記の用語は、本使用許諾契約において常に下記の意味を示すものとします。

- 1.1. 『正規ユーザ』：本使用許諾契約に基づいてバラクーダソフトウェアを使用できるお客様の従業員または契約者を意味します。
- 1.2. 『ドキュメント』：バラクーダがお客様に対して提供するソフトウェアの標準ユーザマニュアルならびに、バラクーダが提供するソフトウェアの機能、コンポーネント、またはソフトウェア要件（インストール、設定、インテグレーション、操作、サポート、または保守のすべての面を含む）が明記された任意の文書または媒体を意味します。
- 1.3. 『契約開始日』：本使用許諾契約はソフトウェアを最初にインストールした日、もしくはソフトウェアの使用を開始した日のいずれかの早い日付を有効とします。
- 1.4. 『知的財産権』：世界中のすべての特許、著作権、商標、企業秘密、データベース保護などの知的所有権およびこれらと同様または準ずる権利、または将来的に保護される可能性のある権利を意味します。

- 1.5. 『お客様ハードウェア』：お客様が購入された、またはバラクーダから提供されたかにかかわらず、ソフトウェアが使用されるハードウェアを意味します。
- 1.6. 『許可された使用』：お客様によって承認されたユーザが通常の社内業務において、ソフトウェアを使用することを意味します。
- 1.7. 『ソフトウェア』：オブジェクトコード形式でライセンスされるソフトウェア、および本使用許諾契約に従ってお客様に提供されるすべての更新を意味します。
- 1.8. 『仕様』：契約開始日時点においてドキュメントに記載されている、本ソフトウェアにおけるバラクーダの標準仕様を意味します。
- 1.9. 『サブスクリプション期間』：保守サービスを購入された期間を意味します。サブスクリプション期間はバラクーダの価格表または見積書に記載されています。
- 1.10. 『期間』：下記の 10.1 に定義されています。
- 1.11. 『更新』：ソフトウェアのマイナー機能拡張とバグ修正を意味します。

2. ライセンスと提供

- 2.1. ライセンス：お客様が本使用許諾契約に規定されている制限事項を遵守する場合、バラクーダは本使用許諾契約によって、お客様の社内業務のみにソフトウェアを使用するための非独占的ライセンスをお客様に付与します。バラクーダは、お客様に明示的に付与されないすべての権利を留保します。付与される権利は、ソフトウェアに制限され、他の特許と知的財産権はいっさい含まれません。バラクーダはソフトウェアの所有権を留保します。ソフトウェアが評価目的のみでライセンスされている場合は、お客様が実務環境、およびデモライセンスの期間後にソフトウェアを使用することはできません。
- 2.2. 許可された使用：お客様は、本使用許諾契約によって、ソフトウェアが提供されたバラクーダのラベルのある単一ハードウェア、またはソフトウェア仕様に規定されている要件を満たすお客様の他のハードウェア上でソフトウェアを使用することができます。また、ソフトウェアの使用は、バラクーダの価格表、見積書、ユーザドキュメント、またはサイトに規定されている次の最大数：(a)シート数（ソフトウェアをインストールできるユーザ

など)、(b)同時接続ユーザ、セッション、ポート、発行済み IP アドレス、(c)中央処理装置の 1 秒あたりの回転数または命令数に制限されるものとします。お客様は制限付きライセンスによってライセンスされた個数と規模のインスタンスのみにソフトウェアを使用できます。

- 2.3. ソフトウェアの権利に関する制限：お客様は、次の行為を行わないものとします。(a)本ソフトウェアの改ざん、派生物の作成、配布、公開表示、公開実行、およびサブライセンス化。(b)ソフトウェアをサービスビューロー目的、タイムシェアリング目的、および第三者がソフトウェアを使用すること。(c)ソフトウェアソースコードのリバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル、および抽出。(d)ソフトウェアの複製（1 個のバックアップコピーを除く）。(e)ソフトウェアの譲渡、レンタル、リース、貸出、サブライセンス、およびそれらの第三者への許諾を得ること。お客様は、ソフトウェアおよび本使用許諾契約に基づく権利と義務をいっさい譲渡できません。(f)購入したライセンスの数を超過する台数のコンピュータでソフトウェアを使用および実行すること。(g)購入した容量と機能を超過する方法でソフトウェアを操作すること。
- 2.4. ドキュメンテーション：お客様は、ソフトウェアの社内利用をサポートするために合理的な範囲内で、ドキュメントを複製できます。
- 2.5. デリバリ：バラクーダは、お客様に対して、ダウンロードや他の媒体など利用可能な方法で、ソフトウェアとドキュメントを提供するものとします。デリバリは、ソフトウェアがお客様に提供された時点で発生します。

3. INTENTIONALLY LEFT BLANK.

4. 料金と払い戻し

- 4.1. 料金：お客様はバラクーダのその時点の価格表または見積書に規定されている料金をバラクーダに支払うものとします。
- 4.2. 請求書：すべての請求書の支払期限は請求から 30 日以内です。
- 4.3. 更新期間の料金：バラクーダは期間中、更新のタイミングでライセンス（サブスクリプション）料金を増額する場合があります。ただし増額する場合は、現在の期間が終了する前に、バラクーダはお客様へ通知します。

- 4.4. 請求上の不一致：お客様は、請求に関する問題または不一致が生じた場合は、お客様はバラクーダが請求書発行日から 60 日以内に、バラクーダへ通知する必要があります。お客様が 60 日以内にバラクーダに通知しない場合は、このような問題または不一致に関する異議を申し立てる権利を放棄することに同意します。

5. 知的財産とフィードバック

- 5.1. ソフトウェアの知的財産権：バラクーダは、2.1（ライセンス）および2.4（ドキュメンテーション）に明示的に規定されている限られたライセンスの範囲を除き、アップデートを含むがこれに限定されない、ソフトウェアとドキュメントのすべての権利、権原、および利益を留保します。お客様はソフトウェアとそのコンポーネントが著作権およびその他の法律で保護されていることを認めます。
- 5.2. 商標：本使用許諾契約、ソフトウェア、およびドキュメントで使用されている製品と名前の一部はバラクーダの商標となる場合があります。お客様は、いかなる目的においても、このような商標を使用することはできません。
- 5.3. フィードバック：お客様はバラクーダに対して、下記に定義されているとおり、永続的で取消不能なワールドワイドライセンスを付与しており、あらゆるフィードバックとして利用されます。お客様は契約期間中、報酬なく、またいかなる報告に関する義務や他の制限もなく、バラクーダへ通信を行います。バラクーダに付与されるこのような権利は、すべての方法でフィードバックを利用する権利だけでなく、サブライセンスを付与する権利としても利用されますが、これに限定されるわけではありません。フィードバックは、下記の 6. 機密情報の規定にかかわらず、お客様の機密情報とはみなされません。フィードバックとは、バラクーダのすべての製品またはサービスを向上するための提案または意見（このような提案または意見のすべての知的財産権を含みますが、これに限定されるわけではありません）を意味します。

6. 機密情報

- 6.1. 定義：『機密情報』とは、一方の当事者（『開示者』）が他方の（『受領者』）に開示する次の情報を意味します。(a)開示者が『機密』と指定するすべてのドキュメント。(b)開示者が開示時に口頭で『機密』と指定するか、開示の状況と情報の性質を考慮

して合理的に機密と見なされるすべての情報。(c)バラクーダが開示者であるソフトウェアの非公開の機能。(d)開示者によって開示されたその他の非公開の機密情報。上記にかかわらず、機密情報には次の情報を含みません。(i)開示時点で受領者が所有している情報。(ii)受領者が機密情報を使用および参照せずに独自に開発した情報。(iii)開示の前後に、受領者の不適切な作為または不作為の結果を除く公開される情報。(iv)開示者が書面で公開を承認する情報。

- 6.2. 機密保持：受領者は、本使用許諾契約で意図されている取引を促進する『目的』以外で、機密情報を使用しないものとします。(a)受領者は、受領者の従業員や契約者に対して機密情報を開示することはできません。しかし従業員や契約者が目的を促進するためにアクセスが必要とし、秘密保持契約を履行する場合を除き、本項の条件下に基づき実行するものとします。(b)受領者は、開示者による事前の書面による同意を得ることなく、機密情報を第三者にいっさい開示しないものとします。受領者は、上記が一般に意味することに対する制限なく、同様の性質と重要性を持つ自己の機密情報を保護する場合と同程度の合理的な注意を払い、機密情報を保護するものとします。受領者は、機密情報の悪用または不正流用に気づいた場合は、開示者にすぐに通知するものとします。受領者は、上記にかかわらず、適用法で規定されているとおり、または適切な政府機関からの要求に従って、機密情報を開示できます。受領者は、機密保持を達成するため、またはこのような政府機関からの開示要求に異議を申し立てるために、開示者の費用で、このような要求を開示者にすぐに通知し、開示者に合理的に協力するものとします。
- 6.3. 差止命令：受領者は、本条への違反によって損害賠償金では十分に補償されない回復不可能な損害が開示者に生じる可能性があることに同意します。また、開示者が、他のすべての救済に加えて、実際の損害を証明することや、保証金などの担保を支払うこともなく、このような違反または違反のおそれに対し差し止めによる救済を求める能够性に同意します。
- 6.4. 終了と返送：各機密情報について、上記の 6.2 における機密保持期間は開示日から 3 年後に終了します。受領者は、本使用許諾契約の終了後すぐに、機密情報のすべてのコピーを開示者に返送するか、その破棄を書面で証明するものとします。

- 6.5. 権利の留保：本使用許諾契約によって、機密情報の所有権が譲渡されることも、ライセンスが付与されることもありません。開示者は、すべての機密情報のすべての権利、権原、および利益を留保します。

7. ソフトウェア監査

バラクーダは、本使用許諾契約の期間中およびその後 5 年間、30 日前の書面による事前通知により、お客様のソフトウェアの使用状況を監査することができます。お客様は、ソフトウェアの使用状況に関連する可能性があるすべての書籍、コンピュータ、記録などの情報にアクセスできるようにして、監査に協力するものとします。このような監査は、お客様の事業活動を不当に妨げないものとします。バラクーダが不正な使用、複製、配布などのソフトウェアの制限の悪用を発見し、5%を超過している場合、お客様はバラクーダが保持できる他の権利と救済に加えて、合理的な監査コストまたは次回の合理的な監査コスト（監査なしで発見した場合）をバラクーダに支払うものとします。バラクーダが実施する監査の回数は 1 年に 1 回までです。

8. 表明と保証

- 8.1. バラクーダ
 - バラクーダはソフトウェアの提供から 30 日間、本ソフトウェアがその仕様に記載されているように実質的に動作することを表明および保証します。
 - バラクーダは、本ソフトウェアのパフォーマンスを潜在的に阻害する可能性があるウィルス、ワーム、スパイウェア、マルウェアなどの悪意のあるコードと一般的に定義されているものを含んでいないことを表明します。

- 8.2. 両当事者

各当事者は、第三者の同意なしで、本使用許諾契約に基づいて、その義務を履行するための完全な権利と権限を有することを表明および保証します。

- 8.3. 保証責任の排除

バラクーダは、上記の 8.1 および 8.2 に規定されている明示的な保証を除いて、明示、默示、および法定のいずれにかかわらず、

商品性、品質保証、特定目的への適合性、正確性、第三者の権利を侵害していないことの默示の保証と条件を含み、これに限定されない保証を行いません。バラクーダは、ソフトウェアがエラーなく実行されること、および中断することなく実行することを保証するものではありません。バラクーダは、次に起因する請求にいっさい保証を行わず、責任を負いません。(a)バラクーダ以外による本ソフトウェアの変更（バラクーダが書面で承認する場合を除く）、(b)仕様書またはドキュメントで許可されていないOS（オペレーティングシステム）、および仕様、またはドキュメントで明示的に禁止されているハードウェアまたはソフトウェアと組み合わせたソフトウェアの使用。お客様はソフトウェアの使用が自己責任であり、満足度、品質、パフォーマンス、および正確性に関するすべてのリスクを負うことを明示的に認め、これに同意するものとします。バラクーダは、ソフトウェアが中断せずに動作すること、パフォーマンスがお客様の期待に応えること、機能がお客様の要件を満たすこと、動作にエラーと中断がないこと、すべてのOSの現在と将来のバージョンがサポートされること、および欠陥が修正されることを保証するわけではありません。バラクーダまたはバラクーダが承認する担当者が提供する口頭または書面の情報は保証にならないものとします。バラクーダは、データ損失にも、不適切な操作、不適切なリソースの使用、または異常な動作状況（特にインストール状況）によるエラー、障害、および損害にも、いっさい責任を負いません。バラクーダは、ソフトウェアにも、ソフトウェアが使用される機器、システム、およびネットワークにも侵入または攻撃される脆弱性がないことを保証しません。

ソフトウェアは高リスクまたは厳格責任の活動（航空旅行または宇宙旅行、原子力施設、技術的な建築設計または構造設計、発電所の設計または運転、生命維持または救急医療のための手術または使用、および障害による死亡、人身傷害、または環境被害につながる可能性があるその他の用途を含むが、これに限定されない）で使用するためのものではありません。バラクーダは、バラクーダソフトウェアを高リスクまたは厳格責任の活動で使用することにいっさい保証を行わず、責任を負わないものとします。

9. 責任の制限

- 9.1. 制限：バラクーダの本使用許諾契約に起因または関連する責任は、過去 12 か月間にバラクーダに支払われたソフトウェアの料金を超過しません。
- 9.2. 派生的損害の賠償請求権の免除：いずれの当事者も、責任の法理にかかわらず、損害の可能性が相手方に通知されている場合も、法律で禁止されていない範囲で、本使用許諾契約に起因または関連するお客様の人身傷害、間接的、二次的、特例的、偶発的、または懲罰的損害（利益損失、データ損失、事業中断などの商業的損害または損失を含むが、これに限定されない）にいっさい責任を負いません。
- 9.3. 説明と免責事項：本項で制限されている責任は、当該の損害の可能性がバラクーダに事前に通知されている場合、当該の損害が予見可能である場合、およびお客様の救済が本質的目的を達成できない場合、訴訟方式にかかわらず、契約、不法行為、厳格な製造物責任、またはその他の理由によるかにかかわらず、過失責任に適用されます。本項の規定の適用が適用法で制限されている場合は、バラクーダの責任は認められている最大限の範囲まで制限されます。なお、本項に規定されているバラクーダの責任限度などの権利は、バラクーダの関連会社、ライセンサ、サプライヤ、広告主、代理店、スポンサー、ダイレクタ、オフィサー、従業員、コンサルタント、およびその他の担当者に同様に適用されます。

10. 期間と終了

- 10.1. 期間：本使用許諾契約は有効期間開始日を有効になるものとし、(a)規定されている期間の満了時、(b)お客様がライセンスの更新を終了する時点、(c)お客様がライセンスをキャンセルする時点、(d)バラクーダが 10.2 に従ってライセンスをキャンセルまたは終了する時点のいずれかのうち最も早い時点で終了とします。このような満了、キャンセル、停止、および終了は『終了』と総称されます。ソフトウェアが時間ベースのライセンスである場合は、お客様は、本使用許諾契約に規定されているとおりにライセンスを更新しないかぎり、期間の満了時にソフトウェアが機能を停止することを明白に認めます。
- 10.2. 正当な理由による終了：相手方が重大な違反を犯しており、書面による通知から 30 日以内に是正しない場合は、いずれの当事者も本使用許諾契約を終了できます。

- 10.3. 終了の効力：お客様は、本使用許諾契約の終了後すぐに、ソフトウェアの使用を完全に停止し、所有または管理するソフトウェアとドキュメントのすべてのコピーを削除、破棄、または返送するものとします。ただし、下記の規定は本使用許諾契約の終了後も存続します。(a)お客様が本使用許諾契約の終了前に発生した料金を支払うすべての義務。(b)2.3 (ソフトウェアの権利の制限)、5 (知的財産とフィードバック)、6 (機密情報)、7 (ソフトウェア監査)、8.3 (保証責任の排除)、9 (責任の制限)、10 (期間と終了)、11 (データの収集) の各項。(c)本使用許諾契約の本質的目的を達成するために存続する必要がある他のすべての規定。

11. データの収集

お客様は、バラクーダがスパム、ウィルスなどの脅威を撃退するだけでなく、ソフトウェアを最適化および管理するために、ソフトウェアから情報（統計）を収集することに同意します。統計は電子的および自動的に収集されます。統計は処理されたメールの件数、スパムに分類されたメールの件数、ウィルスの件数とタイプ、最大のスパム送信者のIPアドレス、ベイジアン解析のために分類されたメールの件数、容量と使用率、分類されていないサイト、メールのフィンガープリントなどを含みますが、これに限定されません。お客様のデータは、機密が保持され、バラクーダが全体として報告するのみに使用されます。バラクーダは、ソフトウェアと保守サービスを提供するために、個人情報およびデータをEU（欧州連邦）域外に転送できます。お客様は個人情報およびデータのこのような使用と転送に同意します。

12. その他

- 12.1. 独立契約者：両当事者は、独立契約者であるため、すべての点で自らを代表します。いずれの当事者も、相手方の代理人ではなく、相手方に代わって約束をすることはできません。
- 12.2. 通知：通知は、本使用許諾契約に従って、下記の住所またはいずれかの当事者が書面で規定する他の住所に送付されるものとします。このような通知は、(a)実際の受理と(b)手渡し、書面による受理確認付きFAX、または配達証明付き郵便のいずれか早い方の時点で、このような住所に受理されたと見なされます。バラクーダの法務部門の住所は3175 South Winchester Blvd, Campbell, CA 95008です。

- 12.3. 不可抗力：期限までに料金を支払わないことを除く遅延と不履行は、戦争行為、テロリズム、ハリケーン、地震などの天災、ストライキなどの労働争議、暴動などの反乱行為、禁輸、およびその他の履行当事者が合理的に支配できない場合は、本使用許諾契約への違反とは見なされません。
- 12.4. 譲渡と承継人：お客様は、バラクーダの書面による明示的な同意なしで、本使用許諾契約およびそれに基づく権利と義務をいっさい譲渡できません。本使用許諾契約は、本項で禁止されている範囲を除いて、当事者のそれぞれの承継人と譲受人の利益を拘束し、これに帰属します。
- 12.5. 分離：両当事者は、適用法で認められている範囲で、本使用許諾契約によって、本使用許諾契約の条項を無効または執行不能にする法律の規定をいっさい放棄します。本使用許諾契約の規定が無効または執行不能と見なされる場合も、このような規定は、適用法で認められている最大限の範囲まで、その意図する目的を達成すると解釈され、本使用許諾契約の残りの規定は効力を維持します。
- 12.6. 権利の不放棄：いずれの当事者も、時間の経過、および正当な権限を与えられた代表が書面で明示的に放棄した場合を除く声明と表明によって、本使用許諾契約に基づく権利を放棄しているとは見なされません。本使用許諾契約へのある違反に対する権利を放棄しても、本使用許諾契約への別の違反に対する権利を放棄したとは見なされません。
- 12.7. 政府の限定的権利：ソフトウェアは限定的権利によって提供されます。米国政府（各省庁を含むが、これに限定されない）のための、または米国政府による使用、複製、または開示は、適用される場合は、(i) CFR（米国連邦規則集）48巻である FAR (Federal Acquisition Regulation) 52.227-19 項の商用コンピュータソフトウェアの限定的権利の条項の(a)～(d)号または(ii)他の連邦規制（航空宇宙局 FAR 付則など）の同様の条項に規定されている制限に従います。契約者または製造者はバラクーダです。お客様はソフトウェアとソフトウェアのパッケージなどのメディアに表示される限定的権利の通知などの法的通知をいっさい削除および改ざんしないものとします。
- 12.8. 法律と裁判管轄権の選択：本使用許諾契約は、(a)別の裁判管轄権の実体法を両当事者の権利または義務に適用するすべての

抵触法の原則、(b)1980 年の国際物品売買契約に関する国際連合条約、および(c)その他の国際法にかかわらず、米国カリフォルニア州法のみに準拠します。両当事者はカリフォルニア州サンタクララ郡の連邦裁判所と州立裁判所の対人管轄権と専属管轄権に服します。

- 12.9. Dispute Resolution. IF YOU LIVE IN THE UNITED STATES, THIS SECTION CONTAINS A BINDING ARBITRATION CLAUSE AND CLASS ACTION WAIVER. IT AFFECTS YOUR RIGHTS ABOUT HOW TO RESOLVE ANY DISPUTE WITH BARRACUDA. PLEASE READ IT.

The parties will attempt to resolve any claim, or dispute or controversy (whether in contract, tort or otherwise) against Barracuda, its agents, employees, successors, assigns or affiliates (collectively for purposes of this paragraph, "Barracuda") arising out of or relating to this Agreement, Barracuda advertising, or any related purchase (a "Dispute") through face to face negotiation with persons fully authorized to resolve the Dispute or through mediation utilizing a mutually agreeable mediator, rather than through litigation. If the parties are unable to resolve the Dispute through negotiation or mediation within a reasonable time after written notice from one party to the other that a Dispute exists, the Dispute will be settled by binding arbitration in accordance with the then current AAA Rules and the parties agree to share the arbitration costs equally. The Arbitration will be conducted before three (3) independent and impartial arbitrators. Barracuda will appoint one (1) arbitrator and the other party or parties will appoint one (1) arbitrator. The two (2) appointed arbitrators will then select a third arbitrator, who shall be the presiding arbitrator. The arbitration hearing shall take place in Cupertino, California and will be governed by the United States Federal Arbitration Act to the exclusion of any inconsistent state laws. The arbitrators shall base their award on the terms of this Agreement, and will follow the law and judicial precedents that a United States District Judge sitting in the county of Santa Clara would apply to the Dispute. The arbitrators shall render their award in writing and will include the findings of fact and conclusion of law upon which their award is based. Judgment upon the arbitration award may be entered by any court of competent jurisdiction.

The existence or results of any negotiation, mediation or arbitration will be treated as confidential. Notwithstanding the foregoing, either party will have the right to obtain from a court of competent jurisdiction a temporary restraining order, preliminary injunction or other equitable relief to preserve the status quo or prevent irreparable harm, although the merits of the underlying Dispute will be resolved in accordance with this paragraph. THE PARTIES AGREE TO ARBITRATE SOLELY ON AN INDIVIDUAL BASIS, AND THAT THIS AGREEMENT DOES NOT PERMIT CLASS ARBITRATION OR ANY CLAIMS BROUGHT AS A PLAINTIFF OR CLASS MEMBER IN ANY CLASS OR REPRESENTATIVE ARBITRATION PROCEEDING. THE ARBITRAL TRIBUNAL MAY NOT CONSOLIDATE MORE THAN ONE PERSON'S CLAIMS, AND MAY NOT OTHERWISE PRESIDE OVER ANY FORM OF A REPRESENTATIVE OR CLASS PROCEEDING.

- 12.10. 解釈：本使用許諾契約は、作成者であることを理由に、いずれの当事者の有利にも不利にも解釈されません。
- 12.11. 変更：バラクーダは、すべてのソフトウェアまたはサービスをリリースしない、もしくはリリースを停止し、ソフトウェアまたはサービスの将来のすべてのリリースの価格、機能、仕様、ライセンス期間、リリース日、GA（一般提供）などの特性を変更する権利をいつでも留保します。
- 12.12. 技術輸出：お客様は次を行わないものとします。
(a)第三者が米国の法律または規制に違反して、ソフトウェアにアクセスし、これを使用できるようすること。
(b)バラクーダが書面で事前に同意しておらず、お客様が米国の適用可能なすべての法律と規制を遵守していない場合に、ソフトウェアを米国から輸出または移動すること（お客様は、上記の語が一般に意味するものを制限することなく、第三者が有効期間開始日の時点で米国の禁輸国であるキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、およびシリアでソフトウェアにアクセスし、これを使用することも、このような国にソフトウェアを輸出することもできるようにしないものとします）。
(c)輸出が禁止されているか、適用可能な制限または規制に違反している地域または国にソフトウェアを譲渡すること、およびその譲渡を承認すること。お客様が米国政府機関である場合

は、ソフトウェアとドキュメントは『商用コンピュータソフトウェア』と『商用コンピュータソフトウェアドキュメント』（FAR 12.212 項で使用）で構成されている『商品』（FAR 2.101 項に定義）と見なされます。政府機関のエンドユーザは、FAR 12.212 項と国防総省 FAR 付則 227.7202-1～227.7202-4 項に従って、本使用許諾契約を盛り込む可能性があるいずれかの契約に本使用許諾契約と矛盾する FAR 条項または契約条項があつても、本使用許諾契約に規定されている権利のみによって、ソフトウェアとドキュメントを入手します。政府機関は、ソフトウェアとドキュメントのいずれかまたは両方を使用すると、ソフトウェアとドキュメントが「商用コンピュータソフトウェア」と「商用コンピュータソフトウェアドキュメント」であること、および本使用許諾契約に規定されている権利と制限に同意したと見なされます。

- 12.13. 完全合意：本使用許諾契約は、その主題に関する両当事者間の完全合意を規定し、事前または同時のすべての書面、交渉、および協議に優先します。いずれの当事者も、このような事前または同時の意思表示にいっさい依存しません。
- 12.14. 副本における締結：本使用許諾契約は、1 部以上の副本で締結される場合があります。各副本は正本になりますが、1 つの契約はすべての副本で構成されます。
- 12.15. 変更：本使用許諾契約は、各当事者の正当な権限を与えられた代表が書面で同意する場合を除いて、変更できません。
- 12.16. オープンソースライセンス：バラクーダ製品は GNU GPL (General Public License)、LGPL (Lesser General Public License) などのオープンソースの使用許諾契約が対象とするプログラム、特に Linux を含んでいる場合があります。本ソフトウェアは、OS の編集バージョンまたはそれ以上の開発を構成するものではありません。このようなプログラムは、作成者などの当事者が著作権を所有しているため、作成者と著作権所有者は保証責任をいっさい排除します。バラクーダは他のプログラムの著作権を所有しています。また、DR6 (Disaster Recovery 6) (Microsoft Windows Vista および 2008 のペアメタル障害復旧) をサポートする一部のソフトウェアは、Windows PE (Microsoft Windows プリインストール環境) コンポーネントを含んでおり、使用していますが、Windows PE には次の制限があります。 (i) DR6 製品内の Windows PE コンポーネントは、ライセンスされますが、販売されず、DR6

製品のみで使用できます。(ii)DR6 は現状のまま提供されます。(iii)バラクーダとそのサプライヤは明示的に付与されないすべての権利を留保します。(iv)DR6 と Windows PE コンポーネントを使用するためのライセンスは、汎用 OS としてではなく、リカバリユーティリティプログラムとしての製品の使用のみに制限されます。(v)Windows PE コンポーネントのリバースエンジニアリング、デコンパイル、および逆アセンブルは、適用法で明示的に認められている範囲を除いて、禁止されています。(vi)DR6 は 24 時間の連続使用後に警告なしでシステムを自動的に再起動するマイクロソフトのセキュリティ機能を実装しています。(vii)バラクーダのみが DR6 とマイクロソフトに関するお客様の問題をサポートし、関連会社は DR6 の使用と操作にいっさい責任を負いません。(viii)DR6 は米国の輸出管轄権に服します。

*本契約書はBarracuda Networks, Inc. Software License Agreementの抄訳版であり、すべての条件はBarracuda Networks, Inc. Software License Agreementが優先されます。

改訂：2019 年 8 月